



最近の日韓関係

平成28年3月

外務省 北東アジア課

本資料の構成

- 日韓関係の基本的考え方
- 日韓間のやりとり
- 最近の韓国側による日本への言及
- 日韓両国間の国民感情の変化
- 最近の日韓間の主要な懸案事項
 - 竹島
 - 慰安婦問題
 - 朝鮮半島出身の「旧民間人徴用工」をめぐる裁判
 - 日本産水産物等の輸入規制
 - 日本海呼称問題
 - 仏像盗難事件
- 日韓関係の緊密さ
 - 日韓経済関係(貿易・投資)
 - 日韓間の交流(人的往来・文化・青少年交流)



日韓関係の基本的考え方



最も重要な隣国



重層的・未来志向的な協力関係

◎日韓両国は最も重要な隣国同士。

◎2015年は、国交正常化50周年。

◎良好な日韓関係は、アジア太平洋地域の平和と安定にとって不可欠。時に困難な問題が起きるとしても、大局的な観点から、政治・経済・文化の各分野で、重層的で未来志向の協力を進めることが重要。



安全保障

北朝鮮問題等、依然、不透明・不安定な東アジア地域の安全保障環境において、共に米国の同盟国でもある日韓両国の緊密な連携は不可欠。

経済

日韓両国間の活発な貿易・投資関係に加え、第三国におけるプラント受注や資源開発を目的とする日韓企業間の連携が増大する等、両国の経済関係は極めて緊密。

人的交流

年間500万人以上が往来。

※日韓間の人的往来：約550万人(2012年)、約520万人(2013年)、約504万人(2014年)、約584万人(2015年)

※日中間の人的往来：約495万人(2012年)、約420万人(2013年)、約513万人(2014年)、約749万人(2015年)

日韓間のやりとり(最近の主なもの)

尹炳世外交部長官の訪日及び日韓国交正常化50周年祝賀行事(2015年6月21~22日)

尹長官が就任後初訪日。岸田大臣と日韓外相会談を実施し、日韓関係の前進に向け前向きな意見交換を行った他、地域や国際社会の課題について議論を行った。22日には安倍総理及び朴大統領がそれぞれ東京及びソウルにおける日韓国交正常化50周年祝賀行事に出席。また、ソウルでの祝賀行事には我が方から額賀日韓議連会長が出席。

日韓外相会談(2015年8月6日、クアラルンプール)

ASEAN関連外相会議に際して実施。困難な問題はあるが日韓関係を前進させるべく引き続き共に努力していくことを確認。

日韓外相会談(2015年10月1日、ニューヨーク)

国連総会に際して実施。8月の会談に引き続き、日韓関係の前進に向け、素直かつ建設的な意見交換を実施。

日韓外相会談(2015年11月1日、ソウル)、日韓首脳会談(2015年11月2日、ソウル)

日中韓サミットに際して実施。安倍総理と朴槿恵大統領の間では初めての首脳会談を実施し、両国間の諸懸案について有意義な意見交換を行うとともに、安全保障、人的交流、経済をはじめとする様々な分野における日韓間の協力を強化していくことで一致した他、北朝鮮問題等についても議論を行った。慰安婦問題については、日韓関係の発展に影響を与えているとの認識を踏まえ、本件に関する協議を今後も継続し、できるだけ早期に妥結するため、協議を加速化させることで一致。

日韓外相会談(2015年12月28日、ソウル)

岸田大臣と尹長官が日韓外相会談を行い、これまで両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた結果に基づき、慰安婦問題について記者発表を実施。慰安婦問題は「最終的かつ不可逆的に」解決されることを確認。

日韓首脳電話会談(2015年12月28日)

安倍総理と朴槿恵大統領が、ソウルでの日韓外相会談後、電話会談を実施。両首脳は、慰安婦問題をめぐる対応に関し、11月の日中韓サミットの機会に行われた日韓首脳会談を受け、協議を加速化し、今般合意に至ったことを確認し評価。

日韓首脳電話会談(2016年1月7日)

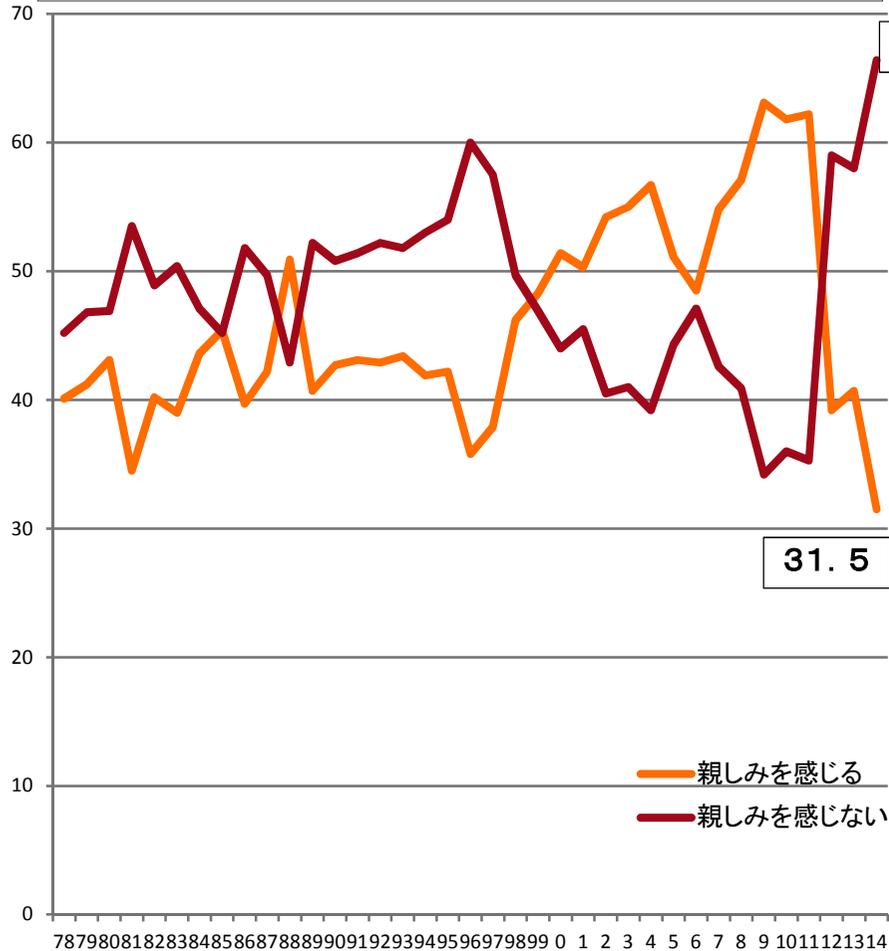
安倍総理と朴槿恵大統領は、北朝鮮の核実験後、電話会談を実施。両首脳は安保理を含む国際社会で断固とした対応をとる必要がある点で一致するとともに、日韓で緊密に協力していくことを確認。

日韓首脳電話会談(2016年2月9日)

安倍総理と朴槿恵大統領が、北朝鮮のミサイル発射後、電話会談を実施。両首脳は、日韓及び日米韓の連携強化を一層図っていくことで一致。

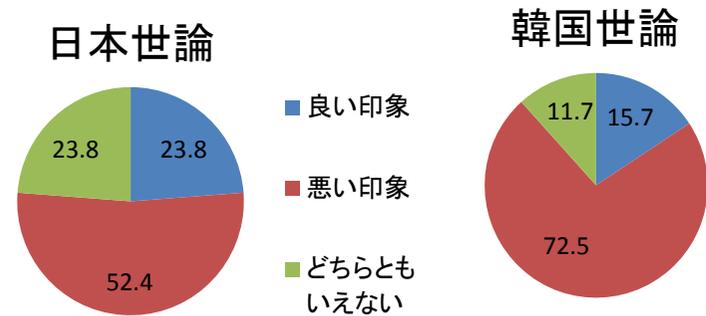
日韓両国間の国民感情の変化

内閣府「外交に関する世論調査」
—韓国に対する親近感—2014年10月



言論NPO、東アジア研究院「第3回日韓共同世論調査」
—日韓両国民に対する調査—2015年5月

相手国に対する印象



●韓国に対する印象を「良い」と回答する日本人は2割強、日本に対する印象を「良い」とする韓国人は2割を切っている。韓国に対する印象を「良くない」と感じている日本人は5割、日本に対する印象を「良くない」と感じている韓国人は7割を超える。

●なお、同調査によると、一般国民より相手国への渡航経験や直接交流を持つ割合が大幅に高い有識者の場合、相手国に「良い」印象を持つ割合が日本は42.7%、韓国は55.2%と、一般国民に比べ比較的高い傾向にある。

●他方、言論NPOの調査によると、日韓関係が「重要である」と考える日本人は65.3%、韓国人は87.4%という結果も出ており、**日韓関係の重要性については、両国の国民レベルで幅広いコンセンサスがある**といえることができる。

日韓間の主要な懸案事項

- 竹島をめぐる問題
- 慰安婦問題
- 朝鮮半島出身の「旧民間人徴用工」をめぐる裁判
- 日本産水産物等の輸入規制
- 日本海呼称問題
- 仏像盗難事件



竹島をめぐる問題



1

我が国の立場

●竹島は、歴史的事実に照らしても国際法上も明らかに日本の固有の領土であるという日本の立場は一貫しており、冷静に粘り強く対応していく。

2

竹島をめぐる主な動き

- ◆2012年8月10日、李明博前大統領が竹島に上陸。これに対し、我が国政府は直ちに強い遺憾の意と嚴重な抗議を実施。
- ◆政府は、同年8月21日、韓国政府に、竹島問題について、国際法に則り、冷静、公正かつ平和的に紛争を解決することを目指して、国際司法裁判所への提訴としての合意付託及び日韓紛争解決交換公文に基づく調整を提案。同月30日、韓国政府はこの提案を拒否。
- ◆同年8月21日、竹島の領土問題に関する関係閣僚会合を開催し、①国際法に則った紛争の平和的解決のための周到な準備と②我が国の立場についての対外発信の強化、③今後の政府の体制の強化についての検討も早急に実施すること。また、④民間分野において、竹島問題等の調査・研究、国民世論の啓発のための活動を支援するための取組を調整すること等を確認。
- ◆2013年2月5日、我が国の領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画及び立案並びに総合調整を行うため、内閣官房に「領土・主権対策企画調整室」を設置。

3

その他の動き

- ◆韓国政府は、竹島での防波堤や入島支援センター等の建設事業を推進させる計画。
- ◆2014年1月、慶尚北道知事が竹島に上陸し、声明を発表。
- ◆2014年6月、韓国軍が竹島における我が国領海の一部に射撃訓練区域を設定。
- ◆2014年11月、韓国軍が竹島周辺で軍事演習を実施。
- ◆2015年5月、韓国軍が竹島周辺で軍事演習を実施（報道ベース）。
→ 我が方政府から抗議を実施。

慰安婦問題

1 我が国の立場

●日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の請求権協定により完全かつ最終的に解決済み。

2 主な動き



- ◆2011年8月末、韓国憲法裁判所は、元慰安婦や原爆被害者らの個人の請求権問題に関する違憲審査の申立てにつき、韓国政府が日本と外交交渉を行わないのは「被害者の基本的人権を侵害し、憲法違反にある」との決定を出した。同年9月及び11月、韓国外交通商部から日韓請求権協定に基づく協議に係る申入れがあった。
- ◆同年12月、「韓国挺身隊問題対策協議会」（韓国のNGO）が在韓国日本大使館前に「碑」を建設。
- ◆朴槿恵政権は、日韓関係において慰安婦問題の「解決」を重視。日本政府が「誠意ある措置」をとり、問題を早急に解決するよう強く要求。
- ◆2014年4月以降日韓局長協議等において意見交換を継続。
- ◆2015年12月、日韓両外相が、慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認。日韓両首脳間においても、慰安婦問題に関する合意を確認。

(参考)財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(関連部分)

第二条1

両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間に請求権に関する問題が、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

第三条

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。

ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であってはならない。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが三十日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもって構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

朝鮮半島出身の旧「民間人徴用工」をめぐる裁判



1 我が国の立場

●日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の請求権協定により完全かつ最終的に解決済み。

2 韓国における裁判

◆第二次世界大戦中に、三菱重工業及び新日本製鐵に「強制徴用」されたとされる韓国人が、各企業に損害賠償と未払賃金の支払いを請求した件に関し、韓国の最高裁判所(大法院)が、原告の請求を棄却した原審判決を破棄し、差戻しを決定(2012年5月)。

◆差戻し審の判決が、ソウル、釜山高等裁判所にて下され、各企業に対し、原告の韓国人へそれぞれ8000万～1億ウォンの支払いを命令(2013年7月)。新日鐵住金、三菱重工は再上告。

◆上記大法院判決以降、韓国で同様の訴訟が複数提起されている。

(参考1) 韓国の大法院判決(概要)

- 植民地支配は合法であったとの認識を前提とした日本の裁判所の判決は承認できない。
- 日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は日韓請求権協定の適用対象に含まれていると見ることは難しい。
- 個人請求権自体は日韓請求権協定だけで当然消滅すると見ることはできず、せいぜい、大韓民国がこれを外交的に保護する手段を喪失することになるだけ。
- 時効は成立していない。 → 原告の請求を棄却した原審判決を破棄し、差戻しを決定。

(参考2) ソウル高等裁判所の(差戻し)判決(概要)

- 旧日本製鐵の行為は、当時朝鮮半島に対する不法な植民支配及び侵略政策の遂行と直結する反人道的不法行為に該当する。
- (新日鐵住金の)責任を否定することは、大韓民国の歴史的正当性、世界平和の守護等、大韓民国憲法が守ろうとする核心的価値に正面から反する。
- 侵略戦争の否認は、世界文明国家が共通に追求してきたものであり、(この点)日本国憲法も、世界平和の追求を憲法的価値としている点等からも分かる、よって、(新日鐵住金の責任を否定することは)国際的で普遍的な秩序に照らしても容認できない。
 - 原告の韓国人4名へそれぞれ1億ウォンの支払いを命令。新日鐵住金は再上告。
 - 三菱重工に対しても釜山高等裁判所で同様の判決が下され、三菱重工は再上告を行った。

(参考3) 韓国の憲法裁判所決定(概要)

- 日本に「強制動員」されたとする韓国人の遺族が、請求権協定第2条1項等の意見訴願を憲法裁判所に提起した件に関し、憲法裁判所は2015年12月23日、憲判対象ではないとして訴えを却下した。

日本産水産物等の輸入規制

1

我が国の立場

●韓国政府による措置は科学的根拠を欠くもの。韓国側に情報提供を行うとともに、様々なレベルで輸入規制措置の早期撤廃を強く要求。

- 2015年3月、6月、9月、11月の外相会談を始め、次官級協議、局長協議、日韓ハイレベル経済協議等、累次の機会に申し入れ。
- WTO・SPS委員会では、2013年10月、2014年3月、7月、10月、2015年3月の5回連続で言及。

●2015年6月24日及び25日、ジュネーブにおいて、世界貿易機関(WTO)協定に基づく日韓二国間協議を開催。その後、WTO協定が定める二国間協議の期間(協議要請から60日)が経過してもなお、規制撤廃の見通しが示されなかったことから、同年8月20日、WTO協定に基づくパネル設置を要請。同年9月28日、パネルが設置され、本年2月8日、パネリストが決定された。

2

韓国側の動き

◆韓国政府による臨時特別措置(2013年9月)

- 福島を含む8県(青森, 岩手, 宮城, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 千葉)の全ての水産物の輸入を禁止。
- 全ての日本産食品で、セシウムまたはヨウ素の放射性物質が少量でも検出された場合、その他の核種(ストロンチウム、プルトニウム等)に関する放射性物質検査証明書(追加証明書)の提出が必要。
- 韓国の食品放射能基準を強化(セシウム放射能基準を370ベクレル(Bq/kg)から100ベクレル(Bq/kg)へ)。

◆2014年9月15日、韓国政府は、措置の妥当性について検討するため民間専門家を含む専門家委員会を設置。同委員会は、2014年12月及び2015年1月に訪日調査を行った。

日本海呼称問題

1 我が国の立場

●日本海は、同海域に対する国際的に確立した唯一の呼称。国連をはじめ、米国、英国、ドイツ、フランス、中国等の主要機関、主要国政府も日本海の単独呼称を採用している。

【参考】例えば、2004年3月に国連事務局は、日本海が標準的な地名であることを認定し、国連公式文書では標準的な地名として使用されなければならないとの方針を公式に確認した。

●国際社会が現に使用してきている日本海の名称を、韓国国内のみで使用されている「東海」に変更させようとする動きは、国際的慣行を破るのみならず、国際的な公平・中立に反する韓国の不当な主張に国際的な正統性を要求するもの。日本海は国際的に確立した唯一の呼称であり、何ら争うべき余地はない。

●国際会議の場において、韓国等がこれらの主張を行った場合には、我が国としては断固反論を行っており、また、「東海」の名称を使用する国・機関に対しては、関連文書への必要な修正等を含め、我が国の立場を申し入れてきている。

2 米国での動き

【バージニア州】

2014年1月8日、教科書に日本海「東海」の併記を求める法案が州議会上院及び下院に提出。1月13日、上院にて、上院に提出された法案の審議が開始され、上院・教育小委員会(1月13日)、教育保健委員会(1月16日)、上院本会議(1月23日)、下院教育委員会(2月26日)、下院本会議(3月6日)をそれぞれ通過。その後、知事が法案に署名し、成立。(バージニア州人口統計(2010年) 全人口:800万人、日系:9471人(0.1%)、韓国系:70,577人(0.9%))

【ニューヨーク州, ニュージャージー州】

2014年以降、バージニア州同様、韓国系住人の多いニューヨーク州及びニュージャージー州でも類似の法案が州議会に提出されたが、両州とも現段階で法案は未成立。

仏像盗難問題

1

我が国の立場

●政府としては、盗難被害にあった文化財が早期に日本に返還されるよう、外交ルートを通じて韓国政府に対して要請を行っており、引き続き、速やかな返還を韓国政府に求めていく。

2

経緯

- ◆ 2012年10月頃に、長崎県対馬市の海神神社から国指定重要文化財「銅造如来立像」及び観音寺から長崎県指定有形文化財「観世音菩薩坐像」等が盗取された。
- ◆ 2013年1月、韓国政府から、日本政府に対し窃盗団の一部である被疑者確保、「銅造如来立像」及び「観世音菩薩坐像」と思われる文化財発見の連絡があった。
- ◆ 民事裁判が行われ、2013年2月25日大田(テジョン)地方裁判所は、「(「観世音菩薩坐像」に関し)その占有を他に移転したり、または、占有名義を変更してはならない」旨、仮処分決定を実施した。
- ◆ 刑事裁判が、2013年3月14日から大田(テジョン)地方裁判所にて開始され、6月28日に主犯格の韓国人兄弟に対し、懲役3~4年の実刑判決が下された。また、本件は大田高等裁判所に控訴されたが、10月30日、控訴は棄却され、第一審判決が支持された。2014年1月29日に上告が棄却され、全ての判決が確定。
- ◆ 2015年7月17日、「銅造如来立像」が韓国側から返還された。「観世音菩薩坐像」は未だ返還されていない。

【参考】盗難被害にあった主な文化財

1. 銅造如来立像(どうぞうによらいりゅうぞう) 1 軀
〔所有者〕宗教法人海神神社

2. 観音寺の観世音菩薩坐像(かんぜおんぼさつざぞう) 1 軀
〔所有者〕宗教法人観音寺



銅造如来立像



観世音菩薩坐像

日韓関係の緊密さ

- 日韓経済関係

(貿易・投資)

- 日韓間の交流

(人的往来・文化・青少年交流)



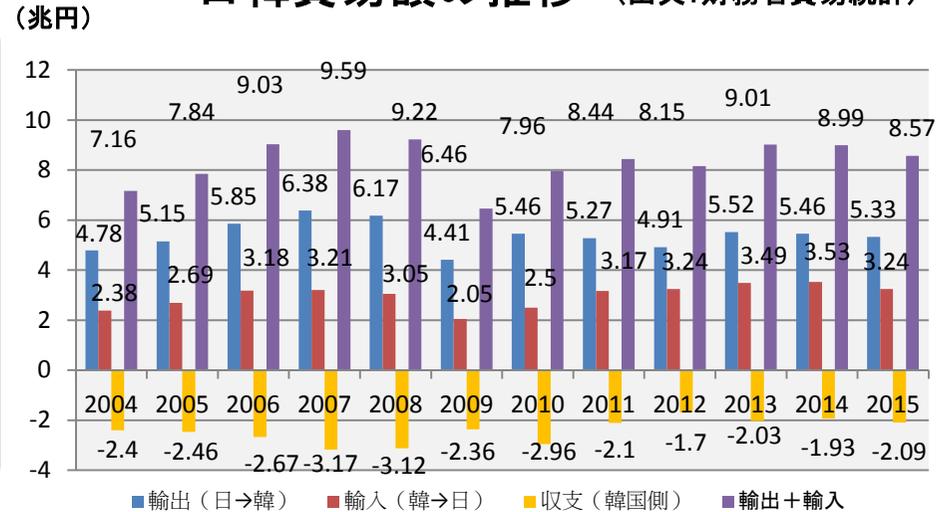
日韓経済関係(貿易)

- ◆日韓貿易(2015年)(出典:財務省貿易統計)
- ★貿易総額は対前年比4.7%減の8.57兆円
- ★韓国にとり、貿易総額で日本は中国、米国に次ぐ第3位の貿易相手国。
- ★日本にとって韓国は、中国・米国に次ぐ第3位。

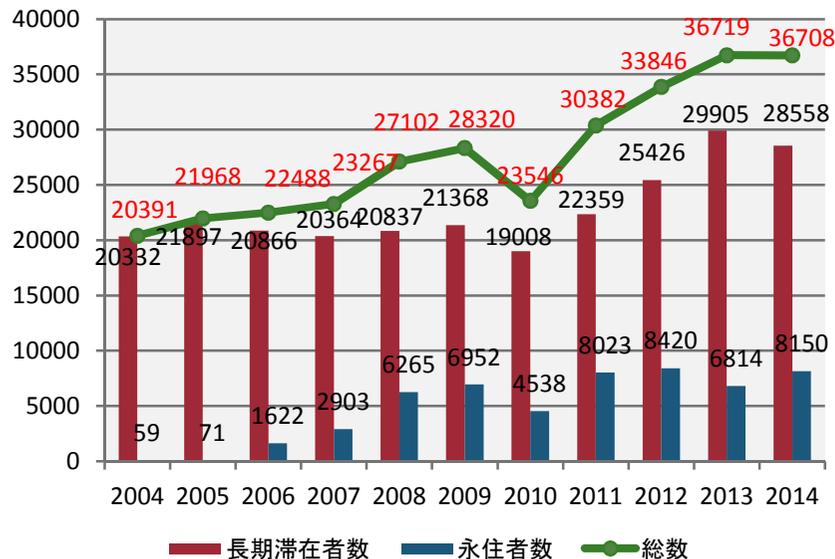
◆在留邦人数の推移
おむね増加傾向にあり、2014年10月現在36,708人

◆進出日系企業(拠点)数(2014年10月現在)
667拠点

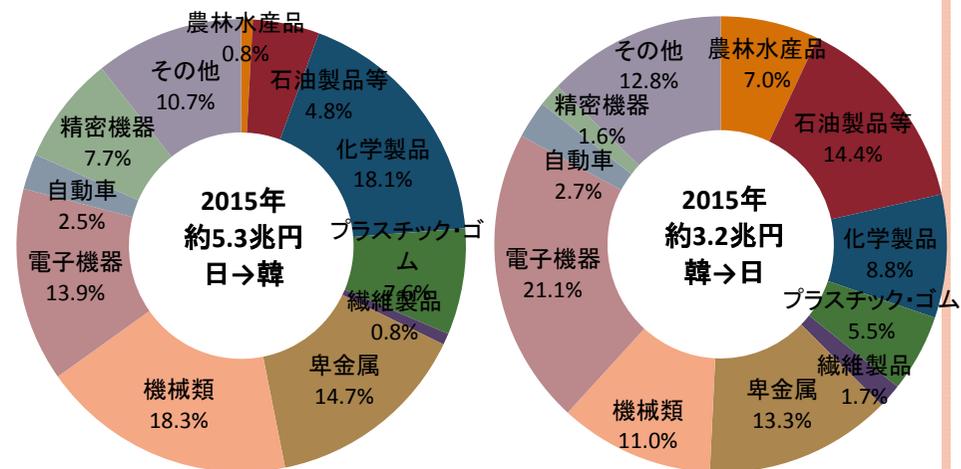
日韓貿易額の推移 (出典:財務省貿易統計)



在留邦人数の推移 (出典:外務省HP, 在韩国大使館調べ)



日韓貿易内訳(2015年) (出典:財務省貿易統計)



日韓経済関係(投資)

日韓投資(出典:産業通商資源部, 日本銀行)

(1) 日本の対韓投資動向

近年は、10億ドル～20億ドルを推移。2015年は前年比33.1%減の16.7億ドルに減少。

対韓直接投資残高は、3兆8,604億円(2014年末)で、業種別では、化学・医薬、サービス業、金融・保険業の順に多い。

(2) 韓国の対日投資動向

近年は、2億ドル～6億ドルを推移。2015年は前年比35.7%減の5.7億ドルに減少。

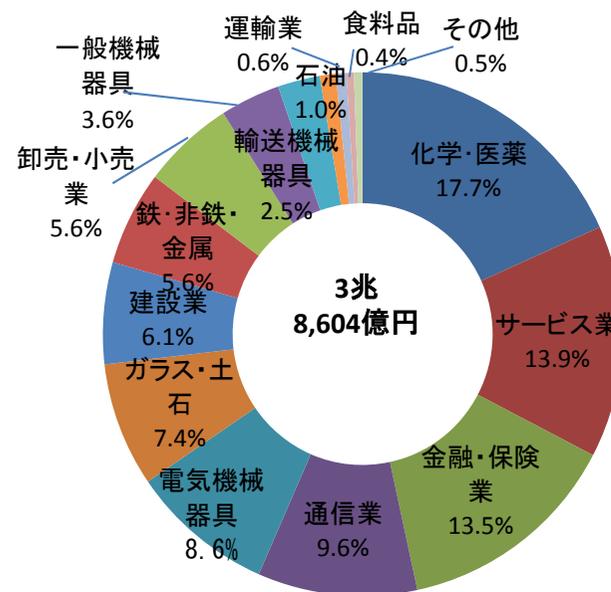
対日直接投資残高は2,557億円(2014年末)で、業種別では、通信業、卸売・小売業、サービス業の順に多い。

(3) 第三国での日韓連携

近年、資源開発やインフラ整備等の分野における日韓企業の連携が増加している。

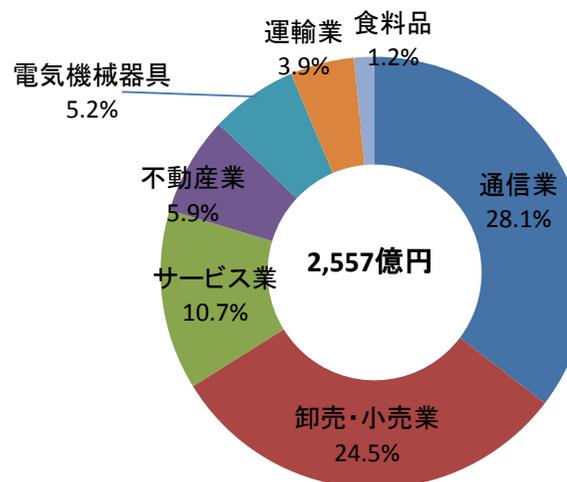
日本の対韓投資残高(業種別, 2014年)

出典: 日本銀行国際収支統計

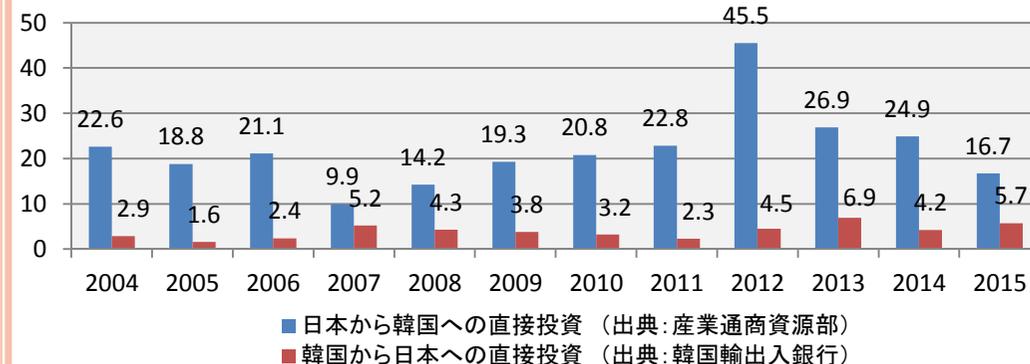


韓国の対日投資残高(業種別), 2014年

出典: 日本銀行国際収支統計

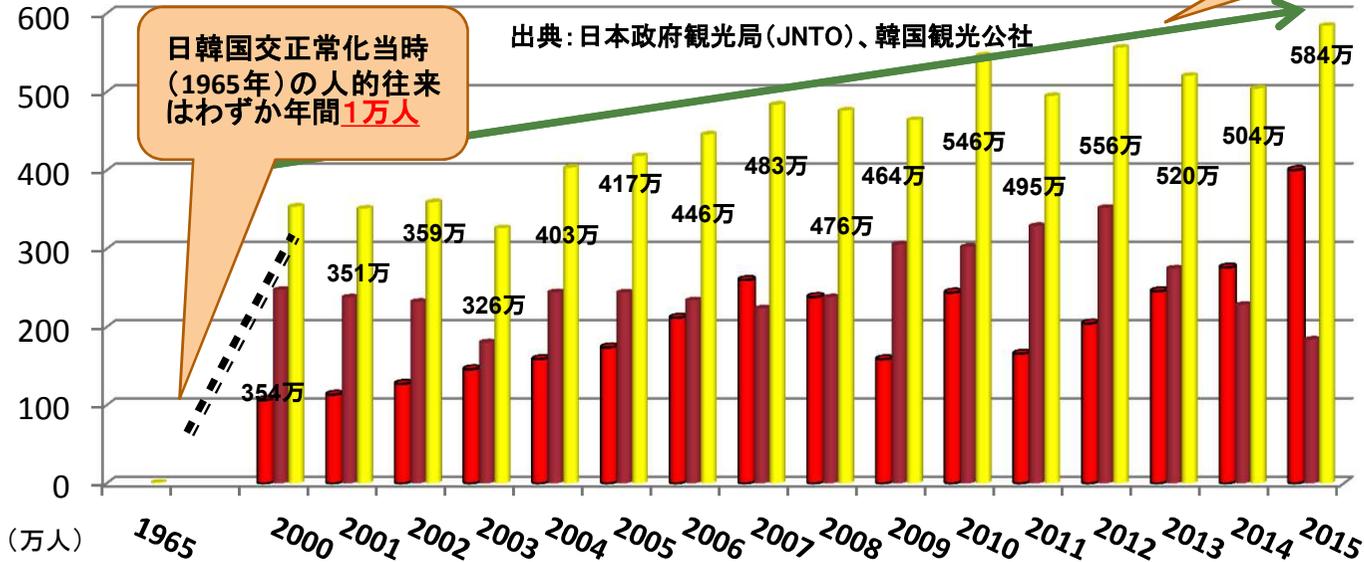


日韓直接投資(フロー)



日韓交流

(1) 日韓の人的往来の推移



- 訪日
 - 訪韓
 - 日韓往来者総数
- 姉妹都市 160組
(都県・市町村、2016年1月現在)
- 羽田一金浦便
1日12便が運航中(2016年1月現在)
- 韓国人短期滞在査証免除
(90日間まで滞在可能)

(2) 両国の国民感情

世論調査結果によると、韓国に対して否定的な印象を持つ日本人は約5割、日本に対して否定的な印象を持つ韓国人は7割を超える。しかし、日韓両国において6割以上が「日韓関係が重要である」と認識。

(3) 政府の取組

日韓国交正常化50周年

2015年は1965年の日韓国交正常化から50周年。「共に開こう 新たな未来を」をキャッチフレーズに、両国政府は、50周年祝賀行事、日韓交流おまつり、共同研究シンポジウム等への支援を通じて積極的に協力した。



人的交流

「対日理解促進交流プログラム」(JENESYS2015)を実施中。

「日韓交流おまつり」

日韓国交正常化40周年を記念し、2005年より毎年ソウルで開催。2009年からは東京でも同時開催を実現。2015年の「おまつり」は、9月19～20日にソウルで、26～27日に東京でそれぞれ開催され、合わせて約15.8万人が参加。